

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の耐震化事業、老朽化した施設の再構築事業及び比較的耐用年数の短い更新事業等について、採択要件を緩和するとともに、財政措置の拡充等を図ること。
また、海底導水管（鋼管フランジ形）更新事業について、老朽管更新事業の補助対象とすること。
2. 水道水源の開発に供するダムの改修等について、水道水源開発施設整備費の補助対象とすること。
3. 上水道への統合を含む簡易水道施設整備事業について、地域の実情に応じた採択要件に見直すとともに、十分な財政措置を講じること。また、統合後の上水道については、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。
4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。